

住んでいないお住まい・市外の方が所有している土地から発生したごみなどを持ち込む方法

1. 持ち込む家庭ごみは、富士市内のお住まいや所有している土地で発生しましたか？

はい

いいえ

2. 持ち込む方は、そのお住まいの住人や土地の所有者ですか？

はい

いいえ

持ち込みできません！
ごみが発生したお住まいや土地のある自治体に出してください。

- ・身分証明書をお持ちください。
持ち込む方が富士市民であることを確認する必要があります。
- ・富士市民でない場合は、お住まいや土地の住所がわかる書類をお持ちください。
※1※2

3. お住まいの住人や土地の所有者が同乗して持ち込みできますか？

はい

いいえ

- ・お住まいの住人や土地の所有者が同乗してください。
- ・住人や土地の所有者の身分証明書をお持ちください。
同乗者が富士市民であることを確認します。
富士市民でない場合は、お住まいや土地の住所がわかる書類をお持ちください。
※1※2※3

- ①お住まいで発生したごみの場合
 - ・お住まいの住所が分かる書類をお持ちください。
※1
 - ・富士市内のお住まいから発生したことを確認しますので、職員にお申し出ください。
※2※4
- ②土地で発生したごみの場合
 - ・持ち込みができない場合がありますので、事前に新環境クリーンセンター（0545-35-0081）に問合せ下さい。

※1 例）・電気やガス、水道の検針票

・ダイレクトメール

・固定資産税納税通知書（農業や林業などの事業に伴って出たごみは対象外）

※2 繰り返し持ち込む場合は業の許可が必要になりますので、受入れを断わる場合があります。

事業として持ち込む場合は受入れできません。（知人を装った便利屋など）

※3 別居の家族が持ち込む場合などが該当します。

※4 空家になった生家の片付け・住人が亡くなった・住人が介護施設に入居した場合などが該当します。